

議会基本条例（案）に対するパブリックコメントへの考え方と回答

ご意見・ご提案の概要	議会としての考え方・回答	修正の有無
<p>①この条例に前文などそもそも必要だろうか？ 心意気として前文を置くとしても、「白馬村は・・・迎えています。」までは不要。「平成 18 年に…」以降の経過も不要。文章も練れていない。短いセンテンスで条例制定の意味合いだけにすべき。</p> <p>②第 2 条（2）村長等には、「並びに議会に出席する行政職員」と加えるべきでは。</p> <p>③第 6 条 「広い見地から」のあとに「情報を収集し、見識を深め、」を加える。今の議員は昔の議員と違って職員の中に入ってきて予めよく勉強するということがなくなっている。 それがないから大変幼稚な質問、職員に聞くだけで十分な内容の質問を、本会議場で臆面もなくしている議員がいる。自分が分からないことをいきなり議場ですれぱいいというものではない。一般質問とは、大局的に村長等の基本姿勢・考え方・計画を村民に代わって問う場であり、職員に聞けることは聞き、事前によく調べ練ったうえで行うという、いわば当たり前に事ができていない。これは第 4 章第 14 条に書き足していただいても可</p>	<p>① 前文は、基本条例制定に向けての経過と決意を示しております。貴重なご意見として受け賜り、検討の結果、記述を一部修正しました。</p> <p>② 対象の範囲を明確にし、記述を一部修正しました。</p> <p>③ 検討の結果記述を修正しました。</p>	<p>① 修正有</p> <p>② 修正有</p> <p>③ 修正有</p>

<p>④第7条2の「ように努める。」はトル。ここは努めることではない。議員でいるうちは、受益団体代表は辞退すること。</p> <p>⑤第13条（村長等との関係）これは大変重要な条文。この条例のキモのひとつ。単に緊張感のある関係を保持しただけでは違和感がある。「村長等と一定の距離を保ち、緊張感をもって向き合い、」としてもらいたい。</p> <p>⑥第14条2 一問一答方式の件。未だ本当の一問一答になっていないこと、分かってますか？ 小谷村議会を傍聴してきてください。これは村側の責任も大。うだうだと長すぎる答弁。それで時間を潰すという作戦。聞いていてうんざりする。「問い・答えともに最長で10分(8分でも可)とする。」とでもされたい。</p>	<p>④ 検討の結果、記述を修正しました。</p> <p>⑤ 協議しましたが、「緊張感を持って向き合い」の中に一定の距離が保たれていると判断し、原文の通りとしました。</p> <p>⑥ 貴重なご意見として受け取りました。</p>	<p>④ 修正有</p> <p>⑤ 無</p> <p>⑥ 無</p>
--	--	------------------------------------

議会基本条例（案）に対する意見交換会への考え方と回答

ご意見・ご提案の概要	議会としての考え方・回答	修正の有無
①随分長い時間、手間暇をかけて作られていることがわかった。ただ、残念なことに条文を作っていくプロセスの中で、住民の意見収集をもっと早くやって欲しかった。	① 平成 27 年度に実施しました議会改革に関するアンケート調査に基づき、村内外の関係機関等から意見をお聴きして条例(案)を作成してきました。また、委員会を幾度となく重ねて、今回の意見交換会を開催することとなりました。今後の貴重なご意見として受け賜りました。	① 無
②周知の仕方に問題があるのではないかと。なぜ作成するプロセスの中でできないのか。慶応大学の片山さん（元鳥取県の知事さん）は、徹底的に情報開示しろと言っている。	② 同上	② 無
③改革志向が見えるものでないと、意味がないと思う。	③ 第 30 条で条例の検証と改正について述べています。	③ 無
④パブコメについて、条例がない＝ルールがない。よって、その時、その機関が自由に裁量をもってやってしまう。だから私は、今回これがパブコメを集めているとは思えない。	④行政にも議会にもパブコメについての規定がない状況であるので、行政側に伝えたい。但し、議会基本条例に記述は行わない。	④ 無
⑤内容については、形式が整っているのか関心をもった。定義というものは、条例の場合は必要。だが、この場合は必要かどうか考えてほしい。他の条例と何が違うのかわからない。	⑤ 定義で対象の範囲を明確にし、記述を一部修正しました。	⑤ 修正有

ご意見・ご提案の概要	議会としての考え方・回答	修正の有無
<p>⑥主権者としての住民の基本的人権の擁護と住民の利益義務が書かれていない。</p>	<p>⑥ 憲法第 3 章 国民の権利及び義務に従っていません。</p>	<p>⑥ 無</p>
<p>⑦民主主義についての記載がない。直接主義の理念がない。</p>	<p>⑦ は、⑥同様に議会基本条例には記述しません。</p>	<p>⑦ 無</p>
<p>⑧身体障害者についての項目がない。第 3 章は本丸だと思っている。住民と議会の関係だけではなく、いったいこの条例で何を住民と関わってやるのが書かれているのが第 3 章。すごく大切なはずなのに貧弱だと思う。</p>	<p>⑧ 具体的な取り組みとして、要約筆記席の確保と、白馬村社会福祉協議会を通じ、「議会だより」を音訳していただくボランティア団体（声のポケット）等の協力により配慮していますので、記述は行いません。</p>	<p>⑧ 無</p>
<p>⑨「村民等」が出てくると、住民票がない人もはいつてくるのかと困ってしまう。曖昧な表現はやめてほしい。</p>	<p>⑨ 2 条の定義に記載のとおり、住民票が無い「村で働いている者や在学している者も含まれます。</p>	<p>⑨ 無</p>
<p>⑩行政用語・用字が多く、漢字が多くて読みづらく、自由になっていない。もっと大胆な発想を基本条例には入れ込んでもらいたい。例えば、前文を「です」「ます」調で作成してみてはどうか。その方が住民でも読みやすいものになると思う。</p>	<p>⑩ 再度見直しを行い、「です」「ます」を基調に一部修正しましたが難しい部分もあります。</p>	<p>⑩修正有</p>
<p>⑪課題として、実際大町市で起こったことだが、議会改革によって、議会がどう変わったのかということがわからない。どう変わったのか検証していく必要があると思う。</p>	<p>⑪ 第 30 条で条例の検証と改正の検討を常に行います。</p>	<p>⑪無</p>

ご意見・ご提案の概要	議会としての考え方・回答	修正の有無
<p>⑫リーダーがどれだけ苦勞するか分かる。また、意見を聞けば聞くほど混乱することも理解できるが、この条例作成を3月までに終わらせる必要はないと思う。6月までに延ばしても良いのではないか。住民の意見を聞いて、内部でディスカッションをして、議員と住民が同義した時が完成だと思う。時間がかかってもいいので、3月という時期にこだわらず、考えてほしい。</p>	<p>⑫ 平成27年度より協議を重ね、平成29年度は議員の改選年度であり、3月を目標に制定を進め、必要に応じ検証と改正の検討を行います。</p>	<p>⑫ 無</p>
<p>⑬傍聴者の持っている資料と、議員がもっている資料では違うものがある。これは、あまり良くないと思う。その場（議場）で配布されるものは、傍聴者まであがってこない。議員の持っている資料、または同量の資料を配るべきでは。それを条例に書いて頂きたい。</p>	<p>⑬ 議会基本条例の第11条第2項に記載のとおり、個人情報等を考慮・検討し資料の提供に努めます。</p>	<p>⑬ 無</p>
<p>⑭委員会について言えるが、傍聴席にいる人間は、意見を提出するチャンスが今の傍聴ではない。委員会ならば、傍聴者に意見を言わせるなど、その意見を生かすようなことをしてほしい。あるいは、帰りに質問や意見を書いてもらって、一定の期間内に提出してもらうなどすれば、傍聴者の不満を解消できると思う。傍聴者の不満も吸い上げるのが民主主義ではないか。</p>	<p>⑭白馬村議会傍聴規則（昭和62年議会規則第2号）により傍聴に関する必要な事項を定めています。 議会に対する質問や意見がありましたら、お気軽に議員か議会事務局にお尋ねください。また、ご意見を提出願います。</p>	<p>⑭ 無</p>
<p>⑮ホームページを見ることができない人もいるため、ホームページに情報を載せることは基本的ではあるが、紙媒体で全住民に伝わるような方法を考えなければならないと思う、謳った方が良く思う。</p>	<p>⑮ 第22条、広報の充実として取り組みたい。</p>	<p>⑮ 無</p>

ご意見・ご提案の概要	議会としての考え方・回答	修正の有無
<p>⑩学校の生徒が議会傍聴をやるようなことをしてほしい。「議会の日」というものを制定して、子供達に質問してもらおうというのも良いと思う。自分達だけが正しいのではなく、若い人たちの意見の吸い上げも重要だと思う。</p> <p>⑪議会報について、広報誌がどのように届いているのか把握してほしい。パブコメなら2週間は最低必要。手元に届くのが2週間過ぎた後になると。意見を出すには時間があまりなく、難しい。</p> <p>⑫条文に「1」と付けてみてはどうか。正当に作ってしまうと、住民はわかりづらいと思う。</p> <p>⑬基本条例は、とにかく住民が中心だということがわかりにくい。中心において書かれていない。むしろ議員は後景にいた方がいい。住民の意見を真正面から捉える必要がある。二重構造を発想の根源として持っていてもらいたい。</p>	<p>⑩ 必要であり検討したい。条例への記述は行いません。</p> <p>⑪ 第22条、広報の充実として取り組みたい。今後、配布の実態を把握し対応を考慮していきたい。</p> <p>⑫ 法令に倣った^{ならった}形式及び文書取扱規程等によって、基本的な形式に従って作成しています。</p> <p>⑬ 第3章 村民と議会の関係で再検討し、記述を一部修正しました。</p>	<p>⑩ 無</p> <p>⑪ 無</p> <p>⑫ 無</p> <p>⑬ 修正有</p>

ご意見・ご提案の概要	議会としての考え方・回答	修正の有無
<p>⑳前文についてだが、残念ながら同じ表現がマナー条例に謳われている。なぜ同じ文章になっているのだろうか。これはいかがなものかと思う。</p> <p>㉑11条については、どういう会議を指しているのか、会議は本会議ではないのか。委員会は委員長だし、この会議はどこまでの範囲をもっているのか。全員協議会も含まれるのか、近頃は議員懇談会もある。これは会議になるのか。また、議員懇談会と言っても、実際は議会と同じような会議が開かれているのでは。これを明確にするべき。</p> <p>㉒条についても「派遣」ということは、村の議員としての役割。村の行政だから、これは議会の基本条例にかかるのかなと思う。</p> <p>㉓確かに第3章が弱いと思う。そういった身体障害を持った方が、どうやって聞くのか等の分が弱い</p> <p>㉔村民参加とはどのようなことなのか。定義が弱くて見えない。その第3章の第8条も、第2章の第5条とかぶっているの、もうちょっと違う表現をした方が良いと思われる。村民参加、村民との関係も合わせていったほうが、わかりやすいのかなと思う。</p>	<p>㉒検討の結果、重複部分の削除や全体をコンパクトに、記述を一部修正しました。</p> <p>㉑ 定義で会議の範囲を定めました。</p> <p>㉒ 第21条、(村審議会等との関係)で再検討しましたが、記述の変更はありません。</p> <p>㉓ 第3章 村民と議会の関係を再検討し、記述の一部変更しました。</p> <p>㉔ 第3章 村民と議会の関係を再検討し、記述の一部変更しました。</p>	<p>㉒ 修正有</p> <p>㉑ 修正有</p> <p>㉒ 無</p> <p>㉓ 修正有</p> <p>㉔ 修正有</p>

ご意見・ご提案の概要	議会としての考え方・回答	修正の有無
<p>②⑤ 論点、争点、明確化方式のところ、反問権ではないけれども、反問権に近いものを村長に問うものなのか</p> <p>②⑥ 事務局機能の充実化について、整備体制が必要だと思っているが「配慮する」ということは、「努める義務」なのか。ここの文言の違いを教えてください。</p>	<p>②⑤ 第 14 条、論点と争点の明確化することで、具体的な答弁を得るもので、反問権ではありません。</p> <p>②⑥ 第 28 条、(事務局機能の充実) で、「努める」として統一した表現に致します。</p>	<p>②⑤ 無</p> <p>②⑥ 修正有</p>
<p>②⑦ 要望とか陳情書を出した時に、議員と話せる時間を作るような条文を入れてほしい。</p> <p>②⑧ 会報の配布について、考えてほしい。</p>	<p>②⑦ 条例第 8 条 3 項に規定しております。</p> <p>②⑧ 区を通じての配布の他、現在は議会事務局窓口と村民ホールでお持ちいただけます。</p>	<p>②⑦ 無</p> <p>②⑧ 無</p>
<p>②⑨ 受益団体の方は議員になれないのかを教えてください。</p>	<p>②⑨ 地方自治法第 92 条の 2 (関係私企業への就職の制限) 及び白馬村政治倫理条例により制限されていますので、記述を修正しました。</p>	<p>②⑨ 修正有</p>